

第3次国立市健康増進計画策定支援業務委託事業者選定プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 件名

第3次国立市健康増進計画策定支援業務委託事業者選定プロポーザル

(2) 契約の目的

市では、健康増進法に基づく市町村健康増進計画を策定し、市民の健康増進の推進に関する施策を進めてきた。現行の「第2次国立市健康増進計画」は、平成27年度から令和6年度までを計画期間としていたが、国と都の計画が新型コロナウイルス感染症拡大の影響により1年延長となったことを受け、本市計画も1年延長することとした。

次期計画となる第3次国立市健康増進計画については、令和8年度を始期として策定することとしており、それに先立って令和6年度に市民の健康に関する意識・実態調査を実施し、第2次計画の評価及び第3次計画の指標作成の基礎情報を得たところである。令和7年度内に、第2次計画の最終評価及び第3次計画の策定を行うものとし、策定にあたっては「国立市健康増進計画審議会」（以下、「審議会」という。）に計画案を諮問し、審議を経て策定する予定である。

本業務は、市が第3次国立市健康増進計画を策定するにあたり、その策定を支援することを目的とするものである。

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条の規定及び平成24年に策定された国の「21世紀における国民健康づくり運動『健康日本21（第2次）』に基づき、第3期国立市健康増進計画を策定する。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 契約期間

契約締結日の翌日から令和8年3月20日まで

2 見積限度額

3,795,000円（消費税及び地方消費税含む）

3 選定スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領等の公表	令和7年5月19日（月）
参加申込書受付締切	6月2日（月）午後5時まで

参加資格審査結果通知	6 月 3 日（火）
質問受付締切	6 月 5 日（木）午後 5 時まで
質問回答	6 月 9 日（月）
企画書等提出締切	6 月 12 日（木）午後 5 時まで
第一次審査（書類審査）結果通知	6 月 19 日（木）
第二次審査（プレゼンテーション）	6 月 27 日（金）
第二次審査結果通知	7 月 9 日（水）
優先交渉権者と詳細協議（仕様書調整等）	7 月 10 日以降
契約締結	7 月下旬予定

4 実施形式

公募型プロポーザル方式（プレゼンテーション型）

5 参加資格要件

申込時において、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- （１） 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、国立市の競争入札参加資格を有していること。
- （２） 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- （３） 法人及びその役員が、国立市暴力団排除条例（平成 25 年条例第 42 号）第 2 条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- （４） 国立市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成 7 年 9 月国立市訓令（甲）第 37 号）による指名停止を受けていないこと。
- （５） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- （６） 提出された書類の記載事項に誤りがないこと。

6 募集内容

（１） 募集方法

国立市ホームページにて掲載する。

(2) 申込方法

参加意向があるものは、「15 問合せ及び書類の提出先」に持参又は郵送にて提出する。

7 情報公開及び情報の提供

国立市情報公開条例の規定に基づき、個人情報及び法人その他の団体に関する情報を開示することにより正当な利益を害するものを除き公開対象とする。

なお、契約候補者決定前において、決定に影響を及ぼすおそれがある情報については決定後の開示とする。

8 質問の受付及び回答

本実施要領、仕様書等に関し確認事項や不明な点がある場合は質問書（様式6）を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月5日（木）午後5時

(2) 提出方法

別添の質問書（様式6）を電子メールにて提出する。

※電子メールの件名は『第3次国立市健康増進計画策定支援業務委託質問書』とすること。

※電話や口頭での質問には回答しない。

(3) 質問先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

Eメールアドレス：sec_kenkou@city.kunitachi.lg.jp

(4) 質問への回答方法

令和7年6月9日（月）までに、全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せた上で、国立市ホームページにて、随時、公表する。なお、提出期限を過ぎた質問については回答しないので注意すること。

9 参加意思確認方法

本プロポーザルに参加意思のある事業者は、以下の方法によって参加申込書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月2日（月）午後5時

(2) 提出先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

(3) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は提出期限までに必着とする。

(4) 提出書類

書 類	様 式
ア 参加申込書	様式1
イ 東京電子自治体共同運営の電子調達サービスにおける競争入札参加資格審査受付票（写）	—
ウ 事業者概要	様式2

(5) 提出部数

1部

(6) 参加資格審査結果の通知

提出資料をもとに参加資格の審査を行い、令和7年6月3日（火）までに、参加申込書等提出者宛に電子メールで通知する。

10 企画提案書等の提出

参加資格審査の結果、参加資格を有する旨の通知を受けた事業者は、以下の方法によって企画提案書等を提出すること。

(1) 提出期限

令和7年6月12日（木）午後5時

(2) 提出書類

書 類	様 式	備 考
ア 業務実績調書	様式3	健康増進計画策定支援業務と同種又は類似業務の実績を記載すること。
イ 業務実施体制	様式4	
ウ 配置予定技術者調書	様式5	
エ 企画提案書	様式自由	下記の「企画提案書作成の留意点」を参照の上、作成すること。

オ 見積書	様式自由	※宛名は「国立市長」とすること。 ※正本のみ代表者名等の押印をすること。 ※消費税及び地方消費税を含む金額とすること。 ※見積もりの内訳（作業項目ごと）を添付すること。
-------	------	---

■企画提案書作成の留意点

別紙「第3次国立市健康増進計画策定支援業務委託仕様書」の「4 業務内容」を踏まえて、以下の項目について記載すること。

①業務の実施方針等

- ・業務実施にあたっての実施方針、業務の内容、業務手順・工程等

②業務に必要な専門性

- ・国立市の地域特性を考慮したデータ分析方法の独自性・専門性・妥当性（根拠）等
- ・医療、栄養、運動、生理学等の専門的な知識及び実績
- ・健康管理や増進に関する最新の技術や研究結果等

※A4版とし、両面印刷で20ページ以内（表紙・目次は除く）にまとめること。

ただし、図表等については、A3版をA4版に折り込むことも可とする。

※文字方向は横書き 用紙方向は縦使いとすること。

※文字サイズは10.5ポイント以上とすること。（注意書きは除く）

※ホッチキス2点留め（左とじ）

（3）提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）にて提出する。

（4）提出部数

7部（正本1部、副本6部）

※副本においては、事業者名を特定できるような内容（事業者名、ロゴなど）を記載しないこと。

（5）提出先

「15 問合せ及び書類の提出先」のとおり。

1.1 選考方法

市職員で組織する第3次国立市健康増進計画策定支援業務委託事業者選定プロ

ポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）により審査を行い、契約候補者を選定する。

（１）企画提案書による書類審査（第一次審査）

ア 参加資格を有すると判断された事業者について、第一次審査として企画提案書等による書類審査を行う。

イ 第二次審査は第一次審査の得点の高い順に上位５者を対象とし、プレゼンテーションによる審査を行う。

ウ 第一次審査の結果は、令和７年６月１９日（木）までに電子メールで通知する。

エ 企画提案書等を提出した事業者が６者未満の場合は、第一次審査は行わず、企画提案書等の提出者全員により第二次審査を行う。

（２）プレゼンテーションによる審査（第二次審査）

企画提案内容をより深く理解するため、プレゼンテーションを実施する。

ア 日 時 令和７年６月２７日（金）

イ 場 所 国立市保健センター（予定）

※日時・場所等の詳細については別途連絡する。

ウ 選 定 者 第３次国立市健康増進計画策定支援業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会

エ 時 間 １者あたり３０分程度（プレゼンテーション２０分以内、質疑応答１０分程度）

オ 内 容 事前に提出した企画提案書に基づいたプレゼンテーション

カ 留意事項

（ア）当日の出席者は４名以内とする。

（イ）プレゼンテーションは原則として本委託業務を主に担当する予定のものが行うこと

（ウ）資料は事前に提出された企画提案書を使用するため、改めて企画提案書を用意する必要はない。

（エ）プレゼンテーションは非公開とする。

（オ）パソコン等を使用する場合には、国立市が大型モニターもしくはプロジェクター及びスクリーンを用意する。パソコン及びその他プレゼンテーションに必要な機器は、事業者が用意しプレゼンテーション当日に持参するものとする。（パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合

でも、事前に提出した企画提案書と同内容とする。)

(カ) プレゼンテーションの場においても、事業者名を特定できるような表現はしないこと。

(キ) 提案説明及び質疑応答については記録する。

(3) 審査基準等について

ア 第一次審査、第二次審査とも別添の審査基準表に基づき審査を行う。

イ 第一次審査点と第二次審査点の合計をもって総合評価点とし、最も総合評価点の高い事業者を契約候補者とし、次に総合評価点の高い事業者を次点者とする。

ウ 得点が同数となった場合には、評価項目「(2) 提案内容」の得点が高い事業者を上位とする。提案内容の得点も同数となった場合は、「(1) 業務実績及び業務体制」の「業務体制」の得点が高い事業者を上位とする。それでもなお、同数となった場合は、審査委員会の委員長が決するものとする。

(4) 審査結果について

第二次審査の結果については、令和7年7月9日(水)までに全ての第二次審査参加者に電子メールにて通知するとともに、国立市ホームページで公表する。

1.2 契約の締結

本委託業務の契約候補者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行う。

(1) 辞退等

辞退その他の理由（地方自治法施行例第167条の4に規定する者に該当することとなった場合又は国立市から委託業務契約に係る指名停止を受けることとなった場合等）で契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者とし契約の交渉を行う。

(2) 契約内容及び金額

最終的な契約内容及び金額については、契約候補者と国立市の間で提案内容等を確認し、実現内容について精査・調整の上、最終的な契約内容・金額を確定する。

※提案内容及び見積額をもって直ちに契約を行うものではない。

(3) 仕様

契約内容となる仕様については、「1（3）業務の内容」をもとに、契約候補者の提案内容や協議内容を盛り込んだ形で作成する。

（4）提案内容

提案資料及び提案内容については、見積金額内で実施できることを確約したものとみなす。

1.3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- （1）提出期限に遅延した場合
- （2）提出書類に虚偽の記載があった場合
- （3）審査の公平性を害する行為があった場合
- （4）参加資格を有していないことが判明した場合
- （5）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合
- （6）企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合
- （7）その他、審査委員会が失格にあたる事由があると認めた場合

1.4 その他留意事項

- （1）本プロポーザルの参加に要する費用は、すべて参加事業者の負担とする。
- （2）提出書類は、日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- （3）提出後の企画提案書等の修正等は、提出期限内においてのみ可能とする。
- （4）提出書類は返却しない。
- （5）企画提案書等は、事業者選定に伴う作業等に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- （6）提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行う場合がある。
- （7）本プロポーザル実施要領（スケジュール含む）及びその他の書式等に変更がある場合には国立市ホームページで告知する。
- （8）本プロポーザルにあたり国立市より受領した資料は、国立市の許可なく公表、使用できない。

1.5 問合せ及び書類の提出先

国立市保健センター 担当：浪越・清水

〒186-0003

東京都国立市富士見台3-16-5

電話042-572-6111

FAX042-574-3930

E-mail: sec_kenkou@city.kunitachi.lg.jp

以上